



ための費用を助成します

結婚新生活をスタートする

30万円を上限に補助金を支給

### 補助の対象となる主な条件

- ✓ 平成31年1月1日から平成32(2020)年3月31日までの間に婚姻届を提出された方
- ✓ 婚姻日時点における夫婦の年齢がともに34歳以下
- ✓ 夫婦の合算した所得が340万円未満の世帯

### 補助の内容

- ✓ 平成31年1月1日から平成32(2020)年3月31日までの間に行った「住宅貸借費用」と「引越費用」